

「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」への意見反映について

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （● = パブリックコメント、○ = 意見交換会）	事務局案	反映	No.
1. ガイドラインの理念 公立保育園の民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先する。				1
2. ガイドラインの目的 ①ガイドラインは、公立保育園の民営化にあたり、移管の基本的な基準を定め、市民・保護者・事業者等に広く示すことにより、民営化に対する子どもと保護者の不安を解消しながら円滑な移管を行うとともに、公立保育園で積み重ねてきた保育の質を維持・向上することができる優良事業者の参入を促し、安定的、継続的な保育園運営を達成することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「保育の質」の測定方法の明記が必要</li> <li>● 「優良事業者」の定義が必要</li> </ul>	◇保育の質は、子どもの成長や将来に与える影響をトータルで考えるものであるため、このガイドライン全体で見えていく内容と考えますので、ここでの個別具体的な記載は行わないこととします。		2
②ガイドラインは、市で最初となる公立保育園の民営化に対して適用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2園目以降はどのようなようになるのか。</li> <li>● 次回以降の民営化に対してはどうされるのか。</li> <li>● 最初の1園について適用しその後続く場合は別途ガイドラインを作成するという意味か。</li> </ul>	◇骨子案作成のたたき台の段階で2園目以降の記述があったが、第10回審議会において、まずは1園の実施、検証を経て2園目の検討であることから、その後のことは記載をしないことで整理しています。そのため、変更は行わないこととします。		3
3. 民営化の進め方 ①民営化にあたっては、保護者の理解と協力が不可欠であることから、保護者への情報提供と説明を十分に行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の意見・要望を伺った後のアクションとレビュー及びその公開について明記が必要</li> <li>● 「保護者の意見・要望を伺いながら実施する」⇒「保護者の意見・要望を伺い、計画及び実施に反映させる」</li> </ul>	◇「（前段省略）～保護者の意見・要望を反映させながら実施する。」とします。	○	4
②保育環境が変わることによる園児の影響を最小限に抑えるとともに、民営化に対する保護者の不安を解消しながら民営化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園児への影響の特定。どんな影響、リスクがあるのかを考え、明記し、その影響およびリスクを最小限に抑える方法の開発と抑えられない場合にはその対処法を明記。</li> <li>● 「園児の影響を～」⇒「園児への影響を～」</li> </ul>	◇園児への影響は特定できるものではありませんので、ご意見をこのガイドラインに反映することはしないこととします。 ◇2点目の意見については、文言を訂正します。		5
4. 対象園の選定と実施時期 ①市が民営化保育園を決定した際には、民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に配慮し、速やかに市ホームページ等により公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 項目名と内容が合っていない。『選定と実施時期』⇒『対象園の発表と説明会実施』</li> </ul>	◇項目名称を「4. 対象園の公表と説明責任」に変更します。	○	6
②民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に対し説明会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「説明会を実施する。」⇒「説明会を実施し、説明責任を果たす。」</li> <li>○ 対象園が決まったらどうなるか。</li> </ul>	◇「（前段省略）～入園を希望する保護者に対し説明会を実施し、説明責任を果たす。」とします。	○	7
5. 民営化の手法 （1）方式 ①民営化の方式は、「民設民営」とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民設民営方式について、もう少し説明があると分かりやすい。</li> <li>○ 民設民営とは。メリット、デメリットは。</li> </ul>	◇民設民営方式の説明を追加します。	○	8
（2）運営主体 ①設置・運営主体は、保育園の運営実績のある社会福祉法人とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「運営実績」の詳細を明記</li> <li>● 「運営実績が6年以上ある社会福祉法人」と追加</li> <li>● 「保育園」⇒「認可保育園」</li> <li>○ 運営実績⇒6年以上と記載。</li> </ul>	◇第9回審議会において、職員配置の項目で、0歳児から5歳児までの一連の運営実績も持っていることが必要との考えでまとまっていますので、運営主体についても最低6年の実績があることが妥当であると考えます。また、保育園運営の実績は認可園に限定することは必要と考えます。 よって、「設置・運営主体は、認可保育園の運営実績が6年以上ある社会福祉法人とする。」とします。	○	9

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （●=パブリックコメント、○=意見交換会）	事務局案	反映	No.
<p>（3）事業者の募集方法</p> <p>①事業者の募集は、優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした「公募」により実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「公募」とカッコつきになっている意味は何か。</li> </ul>	<p>◇募集方法として、最も強調すべき点ということでカギカッコを付けて記載しています。他の項目においても、「民設民営」や「事業者選定委員会」にカギカッコを付けてありますが、全体として再度整理をします。</p>	○	10
<p>②募集期間は、応募事業者が余裕をもって応募できるよう2か月以上の期間を設定する。</p>				11
<p>③募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を作成し公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国立市が募集要項を作成するのか。</li> <li>●募集要項は募集をかける前に保護者に公表されるのか。</li> <li>●「対象園保護者の意見・要望を反映し、」を追加</li> <li>○募集要項を作成するのはどこか。</li> </ul>	<p>◇民営化園の決定後、対象園の保護者に対し個別に説明会を実施していきます。保護者からのご意見を伺い、ガイドラインを基本に可能な限り反映していくこととなります。</p> <p>よって、「<b>募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を市が作成し公開する。作成にあたっては、対象園の園児保護者の意見や要望を最大限考慮する。</b>」とします。</p>	○	12
<p>（4）事業者の選定方法</p> <p>①移管する事業者は、「事業者選定委員会」を設置して、当該委員会において選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(3) 事業者の募集方法」の次に募集条件を記載したほうが理解しやすい。</li> <li>●入札が不調に終わり、事業者が選定できなかった場合、選定基準はどうするのか。</li> </ul>	<p>◇骨子案の募集方法→選定方法→選定基準→募集条件の順番では、募集に関する項目の間に選定についての項目があり、わかりにくいいため、意見のとおり<b>(3) 募集方法→(4) 募集条件→(5) 選定方法→(6) 選定基準</b>の順番に変更します。</p> <p>◇選定基準を満たす事業者がいなかった場合については、第9回審議会において、基準を下げることは質を下げることにつながるので行わない点と、再度公募することになるので、あえて記載することではないと集約されています。そのため、変更を行いません。</p>	○	13
<p>②「事業者選定委員会」の委員構成のうち、保護者については、オブザーバー委員として参加するほか、保護者会が推薦する学識経験者を参画させることができる。また、「事業者選定委員会」において保護者からの意見を伺う機会を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「事業者選定委員会」の設置者および委員構成を明記。</li> <li>●保護者のオブザーバーは何人参加可能か。</li> <li>●対象園の保護者代表をオブザーバー委員ではなく、委員としてほしい。</li> <li>●学識経験者を参加させる「ことができる」⇒「必要がある」</li> <li>●選定委員会は透明性を保つため、原則公開</li> <li>●「オブザーバー委員」の具体的な職務、立場等は？発言や意見反映ができるのかどうか、何が他の委員と違うのか。</li> <li>○事業者選定委員会に参画する学識経験者はどのようにして保護者の意見を吸い上げ、状況を保護者に伝えるのか。市が間に入るのか保護者側で対応するのか。</li> <li>○オブザーバー委員の役割は何か。</li> <li>○意見を伺う機会を設けた後のアクションとレビュー</li> <li>○学識経験者を参画させる必要がある。</li> <li>○保護者のオブザーバー人数と資格は。</li> </ul>	<p>◇他市のガイドラインと同様に、<b>学識経験者、保育現場経験者、市行政職員等で組織するといった主旨の記載</b>を追加します。</p> <p>◇オブザーバー委員の役割について追加記載は必要か？</p>	○ △	14
<p>③選定方法は「プロポーザル方式」により実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者のプレゼンテーションの際も保護者等が参加可能な日時で公開すると、保護者の不安軽減になる。</li> <li>●プレゼンテーションの際に、引継ぎで保育を行うことをどのように考えているか等がわかると保護者の不安軽減になる。</li> <li>○プロポーザル方式とは何か。</li> <li>○事業者選定していく作業をオープンにして欲しい。</li> <li>○対象園の選定基準の公開が必要。</li> </ul>	<p>◇<b>プロポーザル方式の説明を追加記載</b>します。</p> <p>◇<b>審査の過程は原則公開とする旨を追加記載</b>する。</p>	○	15
<p>（5）事業者の選定基準</p> <p>①児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。</p>				16

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （●=パブリックコメント、○=意見交換会）	事務局案	反映	No.
②市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供すること。	●市が指定する条件に保護者が意見する場はあるのかどうかの明記が必要	◇保護者説明会等により保護者からの意見・要望を受けていくこととなります。ガイドラインでは「3. 民営化の進め方」において、民営化を進める際の全体的な方向として、保護者への情報提供と説明を十分に行うこと、保護者の意見・要望を伺いながら実施していくことを明記していますので、この項目での記載はしません。		17
③保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。				18
④保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されること。				19
⑤公立保育園と同水準の職員配置ができること。	●「公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者であること」という内容を追加。 ●公立保育園と同水準の職員とは、経験・職歴や待遇面で事業者の職員が同水準というのかが不明確。 ●具体的には何をもちって同じ水準とみるか。 ●離職率の低さを担保する項目が欲しい。 ○専門職も同様に配置ができること。	◇「 <b>公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者であること。</b> 」新たな選定基準として追加します。 ◇この⑤の基準は、職員配置についての記載ですので、保育士の配置基準やしょうがい児の加配対応等において公立保育園と同水準の配置ができるという主旨です。経験については、募集条件の〈職員配置等の条件〉	○	20
⑥資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。	●「4半期ごとに保護者に対しての説明責任を果たせること。」を追加してほしい。	◇ガイドラインの選定基準の項目になりますので、ある程度広い内容での記載となります。健全性や透明性の確保については、その程度に関しては、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。		21
⑦特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。	●具体的説明が必要。 ○抽象的すぎるのではないか。	◇ガイドラインの選定基準の項目になりますので、ある程度広い内容での記載となります。教育方針の特殊性の度合いなどは、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。		22
⑧民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。	●子どもの負担を最小限にするために、考えうる具体的な負担を提示し、それに対するリスクコミュニケーション及び対処方法が必要。 ●保護者に対する「柔軟で適切な対応」方法の明示が必要。	◇子どもの負担として、保育士が入れ替わる点が特に大きいと考えますので、「 <b>保育士の入れ替わりなど環境変化に対する子どもの負担を最小限にするように努めるとともに、</b> 」と修正します。対処方法については、丁寧な引継ぎ、合同保育の実施となりますので、その項目に記載します。 ◇柔軟で適切な対応についての明示については、記載することでその方法のみをすればよいことにもつながってしまうことも考えられます。そのため、ガイドラインではこのとおりの記載とし、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。	○	23
⑨保育園に入所している保護者のみならず、入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援に積極的であること。	●「地域」の範囲、「保護者支援」の定義、「積極的」の判断方法について明記	◇地域の範囲については、主に保育園がある周辺エリアを基本に市内、保護者支援については、保育所保育指針の内容となります。ガイドラインには、その点がわかるように記載します。 ◇積極的の判断については、事業者選定の際に審査していく内容であると考えています。	○	24
⑩地域に対する貢献や実績があること。	●「地域」の範囲、「貢献」や「実績」の判断方法についての明記 ○“国立で”ということか。国立市内の社福が優先ということか。	◇上記⑨と同様の考え方です。 ◇地域貢献や実績は、実際に運営している保育園がある地域での地域貢献や実績となります。	○	25

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （●=パブリックコメント、○=意見交換会）	事務局案	反映	No.
⑪事業者が現に保育を行っている保育所において、職員の人材育成が積極的に行われており、園運営に職員の参加がなされていること。	●「積極的」の判断方法 ○園運営に職員の参加⇒意見が反映されていること。	◇積極的の判断は、事業者選定の際に審査していく内容であると考えています。 ◇「～積極的に行われており、職員の意見が考慮された園の運営が行われていること。」と修正します。	○	26
⑫三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながら、よりよい保育を目指す姿勢があること。	●「三者協議会」が唐突にでてくるので意味がわからない。	◇この項目において、初めて三者協議会が記述されていることから、「保護者・事業者・市の三者により構成される三者協議会に誠実に参加し、」と修正します。	○	27
⑬健康、安全面に対する管理体制が十分にとれていること。	●管理体制について市からの承認を得る必要がある。 ●事故報告書の作成及び開示についての明記 ○災害時対応についてはないのか。	◇健康、安全面に対する管理体制については、事業者選定の際に具体的に提示していただき審査していくこととなります。 ◇災害時の対応については、「安全面」の中に含まれると考えていますので、変更は行いません。なお、災害時の対応の内容については、事業者選定の際に審査していくこととなります。		28
（７）募集条件＜運営全般＞ ①選定された法人が自ら保育園を運営すること。	●（６）がない。	◇項目番号を整理します。	○	29
②移管された土地や建物、備品等は当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。	○対象園を建替えることになった時、現在の設備を下回らないようにすることを明記する。	◇保育所運営において設置の基準がありますので、建替えによりその基準を下回ることはありません。また、現施設の建築年数を鑑みれば、設備の性能は向上していますので、下回ることはないと考えています。		30
③移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域性を生かした運営に努めること。				31
④「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。				32
⑤保育所の整備、運営にあたっては、関係法令及び、都・市の指導を遵守すること。				33
＜基本的条件＞ ①受入月齢及び定員構成を継承すること。				34
②現状と同体制のしょうがい児保育（特別支援保育）を実施すること。	○現状と同体制のしょうがい児保育の実施⇒加配、巡回相談、就学までの園との面談・相談など丁寧な関わりを行って欲しい。	◇しょうがい児の加配対応、発達支援室の巡回相談は公立・私立に関わらず同様に実施しているのが現状です。園との面談や相談については、引継ぎの中で丁寧に対応していくことが必要であると考えています。		35
③開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。ただし、特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。				36
④保護者の費用負担に配慮し、市があらかじめ認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。				37

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （●=パブリックコメント、○=意見交換会）	事務局案	反映	No.
⑤対象施設の年間行事を原則として継承すること。	●例外はあるのか。	◇三者協議会での協議結果によっては例外があると考えています。		38
⑥これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業をはじめ、新たな子育て支援事業に取り組むこと。	●「～交流事業をはじめ、新たな子育て支援～」⇒「～交流事業を継承し、さらに新たな子育て支援～」。「をはじめ」では意味が通じない。	◇「これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業を継承し、さらなる子育て支援事業にも取り組むこと。」と修正します。	○	39
⑦苦情対応への体制（苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。				40
⑧自園調理方式により食育を推進し、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。	●地元産野菜を使う、放射能検査を施すなど安心安全な食とすることの記載がほしい。 ●給食、おやつで使う食材の産地や安全性を公開。 ○自園調理方式⇒園の職員が作ること。	◇「自園調理方式により食育を推進するとともに、安全・安心な給食を提供すること。また、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。」と修正します。	○	41
⑨保護者会など保護者の活動を尊重すること。				42
＜職員配置等の条件＞ ①常勤職員は、入所児童数に応じて市の職員配置基準に基づいて配置すること。	●看護師・調理師等専門職についての記載が必要。 ○専門職の記載が少ない（栄養士、保健師等）	◇常勤職員には、保育園に勤務する常勤の全ての職員となりますので、看護師、栄養士、調理師についても含まれる内容です。		43
②施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有していること。	●「幹部職員としての能力と経験を有するものであること」を追加。 ○施設長及び主任保育士⇒社会福祉士、社会福祉主事（現場経験豊富な人をお願いしたい）	◇「施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、幹部職員としての能力と経験を有していること。」と修正します。 ◇社会福祉士、社会福祉主事の資格までを必ず求めることは難しいと考えますので、事業者選定の審査の際に加点するなどの方法は考えられますが、ガイドラインでは記載はしないこととします。	○	44
③市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、児童福祉事業に6年以上従事した者であること。	○「優良な事業者」だとしても、優良な保育者を調達できるのかどうかの担保はどうするのか。 ○保育士の資格を持った職員が公立保育園と同じであること。 ○6年以上の注釈を入れてはどうか。 ○6年以上従事というのは、同じところに6年以上か、保育士として6年以上か。 ○児童福祉事業に6年以上⇒保育園に勤務	◇保育士の確保については、事業者選定の審査の際に審査していくこととなります。 ◇経験年数を保育園に限った換算にすることについては、例えば、発達しょうがい児の支援に従事した経験などは、保育士業務に貴重なものであると考えますので、児童福祉事業のままの記載とする方がよいと考えますので、変更しないこととします。		45
④対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。	●「本人が希望する場合には必ず採用すること」へ変更	◇雇用契約ですので、市から必ず採用することを求めることはできません。そのため、積極的な雇用に努めることという表現になります。		46
（8）事業者の決定と公表 ①「事業者選定委員会」における選定結果を受け、市長が事業者を決定する。				47

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （●＝パブリックコメント、○＝意見交換会）	事務局案	反映	No.
②決定事業者は、市ホームページ等により広く市民に公表する。				48
（9）移管のスケジュール ①対象園の決定・公表から社会福祉法人による保育サービスの開始までの移管のプロセスと期間の目安を答申に沿って示す。※答申17ページ参照	●移管のスケジュールが他資料への誘導となっており、とても確認がしづらい	◇答申で示されている対象園の決定からの流れを記載していきます。	○	49
6. 引継ぎ （1）保育内容の継承 ①現在の保育園の一定の保育内容を継承する。	●「一定」を定義する。 ○「一定」の意味は何か。	◇「一定」を定義する必要があるか？	△	50
②三者協議会等において、保護者と十分に意見交換し、行事等に反映する。				51
（2）三者協議の実施 ①保護者・事業者・市の三者による協議会を設置する。				52
②三者協議会の構成メンバーは、保護者、市（担当課、当該園の園長等の保育士）、事業者（理事長、保育士）を基本とする。	●三者協議はどこがモニタリングするのかを明記。	◇三者協議会には、利用者である保護者、運営主体である事業者、実施主体である国立市が参加して行われるものですので、その履行についてはそれぞれでみていくこととなりますが、事務局については市で行うことを考えています。		53
③三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施する。	●「積極的」の頻度と管理について明記	◇第9回審議会において、移管前の三者協議会については、回数を定めることなく、検討する事項があるときに開催するという一方で、「積極的に」という表現にすることで集約しています。		54
④移管後も課題の確認など定期的な開催が必要であることから、移管後も三者協議会を最低年4回、継続的に開催する。	●移管後の三者協議会開催はいつまで続ける予定か。後年、三者協議会を解散した後に三者での協議が必要と三者のいずれかが希望した場合には開催が可能か。 ○三者協議会の継続は永久的に行って欲しい。	◇終了時期についても、三者協議会で協議して決定していくことを想定しています。		55
（3）合同保育の実施 ①子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。	●現在の保育士が新たな事業者の保育士を養成し、現在の保育士の認定を受けた場合に限り、新たな事業者の保育士は継続して雇用される。（追加） ●「合同保育中に個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていく。」という内容を追加。 ○引継ぎは3年以上、1年に1～2人位、正職の先生が入れ替わる。 ○移管前の場合は担任予定者を配置する。	◇雇用の関係になりますので、事業者と被雇用者である保育士との間で決定する内容です。合同保育期間に保育内容を引継いでいくこととなります。 ◇「合同保育には、移行後の担任予定者を配置し、個々の子どもの様子を把握する中で、きめ細かく対応しながら引継ぎを行う。」という主旨を追加記載します。	○	56
②合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。	●最低何年必要かを明記 ●期間は三者協議会で協議するとの事であるが、なるべく長い期間を設けて欲しい。	◇第9回審議会において、合同保育の期間については、三者協議会で協議していくことで集約していますので、特段の修正は行わないこととします。		57
③移管前の合同保育に係る費用については、市が負担する。				58

ガイドライン（骨子案）	主な意見 (●=パブリックコメント、○=意見交換会)	事務局案	反映	No.
④移管後の合同保育については、新事業者が運営する保育園に、市の保育士を派遣し実施する。				59
(4) 市による支援及び進行管理 ①市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。	●進行管理の具体的な方法 ●「進行管理を行う」⇒「進行管理を責任持って行う」 ○「ガイドラインにのっとって」計画的に… 入れる	◇「市は、引継ぎがガイドラインに則して計画的に実施されているかの進行管理について責任を持って行う。」と修正します。	○	60
②引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な改善・指導を実施する。	●問題が発生した場合には、選定された社会福祉法人への移管は中止。 ○問題発生⇒三者協議会でも検討する場として欲しい。	◇問題が発生した場合には、まずは改善を指導していくこととなります。引き継いでいくにあたっては、当然に三者協議会において協議しながら進めていくこととなります。		61
③市は、事業者に対し研修等の必要な支援を実施する。	●研修等の「等」について詳細に明記。 ○具体的に。	◇この項目は、「6.引継ぎ」に関する部分での記載となるが、研修についての記載は、「7 民営化後の取組 (2) 市の確認・点検・支援④」の項目において記載しているため、この項目での記載を削除し、7.項目に統合します。	○	62
7. 民営化後の取組 (1) 評価と公表 ①民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付ける。	●全保護者の参加の義務付けを明記。 ○第三者評価は全保護者に参加してもらうこと。	◇福祉サービス第三者評価において、保護者はアンケート等により評価を行うことが一般的ですが、各保護者の意思による提出になりますので、保護者に義務付けるところまではできません。		63
②福祉サービス第三者評価の結果については、広く公開する。	○結果公開後、改善点はどのように話し合われるのか。	◇三者協議会等において検討していくこととなります。		64
(2) 市の確認・点検・支援 ①園の運営や保育内容について、必要に応じて指導及び監督を行う。	●市の監視下であり、職員の待遇や保育の質を今までと同じようになっているかを抜き打ちの形で市が見回りにいくようなことが必要である。 ●定期的に実地検査などをして状況把握及び指導監督を行ってほしい。 ●少なくとも、半年に1回 ○少なくとも月に1回 ○必要に応じてではなくて定期的に。	◇「園の運営や保育内容について、定期的に確認を行うとともに、必要に応じて指導及び監督を行う。」と修正します。	○	65
②民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。	●アンケートの論点、測定方法、データ検証、分析、改善計画、改善結果の公表（追加）	◇アンケートの内容・方法等については、保護者の意見を取り入れていくため、三者協議会において協議していくことが考えられます。		66
③三者協議会において出された意見や、福祉サービス第三者評価及び保護者アンケートの結果、また、市への直接的な苦情により、改善の必要がある場合には、市が責任を持って改善の対応を行う。	●報告書の提出、または苦情の通知後、いつまでに対応するのかを明記。	◇改善すべき内容により、その対応に要する期間は異なってきますので、ガイドラインでの記載はしないこととします。		67
④保育士等の研修など市全体の保育力向上のための人材育成について積極的な支援を行う。	●保育士等の「等」の完全なリスト、及び保育士としての適性検査の実施頻度について明記	◇「保育園職員に対する研修～」に修正します。 ◇適性検査の実施については、公立保育園においても実施していませんので記載はしません。	○	68

ガイドライン（骨子案）	主な意見 （● =パブリックコメント、○ =意見交換会）	事務局案	反映	No.
8. 転園希望 ①他の市内保育園への転園を希望する場合は、優先措置を行う。				69
②ただし、転園希望先の保育園に募集枠がない場合など転園できない場合があることを明示する。				70
③転園の優先措置は1度のみ対応とする。				71